

す 須 江 隆

学位の種類 博士(文学)

学位記番号 文博第78号

学位授与年月日 平成11年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)
東洋史学専攻

学位論文題目 唐宋時代の祠廟制の研究

論文審査委員 (主査)
教授 安田二郎 教授 熊本 崇
教授 中嶋 隆 藏

論文内容の要旨

本論文は、中国の近世、特に宋王朝下における地域社会の実態と中央権力との在り方を、知識人と庶人とを問わず多大な信仰を集め、地域結合の核心的役割を果たしてきた宗教施設、すなわち「祠廟」を通して具体的かつ連関的に究明することを目的としている。そして究極的には、1000年の長きに及ぼんとする中国近世社会史上における宋王朝の構造的独自性と時代性の解明を目指そうとするものである。

第I部 祠廟と地域社会

ここでは、主として、「祠廟」という素材を通して、唐宋変革期における地域社会の具体的実相について解明した。

第一章 社神の変容

中国古来の一般的な信仰であった里社の唐宋期における変遷を具体的にあとづけ、それを通して、宋代における地域社会の動向を探った。

里社での祭祀は、本来的には、大地の神であり、農耕に関連する風雨をつかさどり、虫害を

駆除し、豊作を人民に保証してくれる田神・田祖をはじめとした自然神の祭祀を特徴とし、いわゆる「春祈秋報」を目的として、人民によって主体的に執り行われたものであった。

ところが、宋代になると、祈報の対象が土神なる人格神へと変容する。土神は、地域に密着した独自の靈験を持ち、自然神の性格を内包すると同時に、兵・疫からの防衛、商業活動の擁護など人民の生活全般に関わる多様な靈験を有していた。またそれは、自然神に人格神をあわせ祭り、両者が融合されることにより創出された神であった。

かかる信仰の対象の変容は、時代の展開に伴う人民の要望の変化に対応したものであったが、それと連動して、在地の新興の有力者層が、土神を核とした一つのまとまりあった地域社会を形成乃至は再編していた事実が明らかになった。

第二章 徐偃王廟考

第一章と基調を同じくし、典型的な同族祠廟であった標題の同廟の変遷を、先秦期より克明にあとづけ、唐宋変革期における同廟と地域社会の変容の実相を具体的かつ連関的に考察した。

徐偃王の子孫である徐氏一族は、先秦以来、徐州と揚州の間一帯に散居し、それぞれの居住地に徐偃王廟を建立した。

旧揚州一帯に広く分布した徐偃王廟は、唐代に至っても、徐偃王の子孫である徐氏一族が主体的に廟事を運営していたが、唐末頃には、在地で名望のある徐氏一族によって、多様な靈験が付会されて、地域神へと変容していった。

その後宋代になると、この廟の担い手の主体は、徐氏一族から広く様々な土地の人々へ、とりわけ、郷貢進士（地方の州の試験に合格して科挙に応じる資格を得た受験者＝挙人）をはじめとした在地の士人層や、進納によって官を得るなどした富民層へと変化していった。

このような変化の要因は何であったのか、本章では、新たな同廟の担い手として浮上した無錫の尤氏なる一族を通してそれを明らかにした。この一族は、当地にあっては新住の新興層であり、在地における指導的立場の形成のために、あるいは経済的基盤の確立のために積極的に在地の祠廟に介入し、地域社会を再編しようとしており、当該期を画するかかる社会流動現象にその要因が見いだせた。

そして、こうした新たな動向を示す地域社会が、宋朝権力とは隔絶し、自立化の傾向が強かったことを最後に指摘した。

第三章 福建莆田の方氏と祥応廟

前の二章の諸論点を補強するために、標題の名族と彼らが寄生した祠廟との関係について、同廟の顛末を詳細に記した「廟記」史料を検証し、その分析を試みた。なお、本章で標題の一族を取り上げた理由は、第一に、彼らは北宋・南宋時代を通して多数の科挙合格者を輩出しており、地域社会を拠点とする知識人階級と中央権力との連関性を考察する上で、裨益するとこ

ろが大きいからである。第二に、彼らが拠点としていた標題の地方は、宋代祠廟簇生の第一の地域として著名であり、「祠廟」という素材を通して如上の課題を検討する上で最適だからである。

標題の一族には、朱紫系・方山系・白杜系の三系統が存したが、祥応廟に深く関与していたのは、白杜系方氏一族であった。彼らは、他の二派が盛んに別の地域に多支分派したのに対し、一地域に密着し、継続的に科挙及第者を輩出することにより一族の永続化を企図してきた。

彼らが、本来は自身の同族祠廟であった祥応廟を、各種靈験の付会により、開かれた地域信仰の場として意図的に位置づけようとした時期は、一族からの科挙及第者が途絶え、しかも当地に別なる新興の一族が台頭してきた時期と完全に一致しており、かかる彼らの行為が、その土着性の高さ故に、一族の危機的な状況を背景として、自らの永続化と地域社会におけるステータス保持を目的としてなされた事実が判明した。しかも彼らは、期を同じくして、宋王朝に対して、祥応廟への賜額・賜号をたびたび申請しており、宋朝の当政策と権威とを巧みに利用し、同廟への貢献度の高さをアピールすることで、地域社会における指導的立場を形成しようとしていた。

そこから、「祠廟」が当時の地域社会において、その再編乃至は形成に際し、核心的な機能を果たしていたことが再確認され、加えて、同廟への南宋時代における加封の遅滞が、自立化傾向を強める地域社会と中央政府との在り方を如実に反映していたことを指摘し、結論とした。

第Ⅱ部 賜額・賜号問題

第Ⅰ部とは視点を異にし、祠廟に対する国家の側からの政策に、とりわけ宋王朝のそれを特色づける廟額・封号下賜の盛行なる現象に注目し、多角的かつ総合的に考察した。

第一章 唐宋期における祠廟の廟額・封号の下賜について

宋王朝の祠廟政策の実態とその制度的枠組みを解明するために、通時的な視点から、賜額・賜号システム及びその政策の意図について具体的に考察した。

唐代における賜額・賜号は、則天武后・玄宗の頃より盛行し、主として、五嶽・四瀆などの礼制上、大祀・中祀・小祀に分類される神々に対して行われた。また、廟額・封号は、祠廟が所在する現地の官員が靈験を上級官庁に上申し、更に中央へ上奏され、皇帝が使者を派遣して調査させた上で、勅命により下賜された。かかる状況は、そのまま五代へと引き継がれたが、唐末以降は、従来下賜の対象外であった神々へも賜額・賜号が行われはじめた。

続く宋代は、五嶽などに加えて、基本的に水・旱・兵・疫に著しい靈験を顕わした全ての神々に下賜がなされた。石刻史料を博搜して復元したその賜額・賜号の全体的システムは、唐代のそれよりも複雑さを極め、転運使（監察区である路の、財政・民政全般の最高責任者）が二度

にわたり審査に介在するというものであった。また、廟額・封号の申請人は、唐代では現地赴任の正規の官員であったが、宋代においては、新興の士人層をはじめとした在地の有力者たちであった。賜額・賜号された祠廟は、国家公認のそれとして、祀典に登録され、地方財政から廟宇の修理費の供与等を受けることになるが、地方官が関与するにせよ、国家の厳格なる統制下におかれることはほとんどなかった。

当政策は、北宋時代の神宗朝より南宋時代にかけて、簇生著しい祠廟に対する統制の必要から、正祠と淫祠とを峻別し、儒教的統治理念に合致した正祠を通じて人民を教化する一方で、人民を惑わす淫祠を徹底的に弾圧することを当初の意図として整備されていった。しかし実際には、廟額・封号の乱発が甚だしく、結果的に、おびただしい数の淫祠の正祠化がもたらされたにすぎなかった。

このように賜額・賜号システムが、北宋末期頃よりにわかに整備・強化されていったにもかかわらず、同時に、かかる乱発という弊害を結果するに至ったのは何故なのか。本章では、その要因を、廟額・封号の申請者であった在地の士人層・富民層による靈験の付会と偽証、彼らと県などの官員との癒着や結託の事実に見いだした。それによって、宋王朝下の中央権力と地域社会との乖離の実相がより明確なものとされた。

第二章 「熙寧七年の詔」－北宋神宗朝期の賜額・賜号－

宋代における賜額・賜号件数の二大ピークは、北宋時代の神宗朝期と徽宗朝期に迎えるが、廟額・封号下賜の盛行なる特異な現象を最初にあらわしたのは、前者の時期であり、前の章で指摘した、のちに出現する乱発なるものの原因が、当該期に胚胎していたことは推測するに難くない。そこで本章では、この時期の賜額・賜号の実態を分析し、当政策の政治史的意味の解明を目指した。

まず、この時期の賜額・賜号の特徴として、左記の三点が指摘された。

- 1 熙寧8年(1075)以降の賜号の急増
- 2 ほとんどが降雨の靈験に対する下賜
- 3 元豊6年(1083)以降の廟額を主とした下賜

そこから、1の現象を誘発した標題の詔を分析することが必要不可欠となった。

この詔は、靈験あらたかであるにもかかわらず、未だに爵号がない祠廟に封号の下賜を奨励するという内容であったが、その発布は、宋朝の祠廟政策史上、未曾有の出来事であり、重大な転換点として位置づけられた。しかも当詔は、政治上の目的から、同年の11月25日に、すなわち南郊の大礼が挙行された日に合わせて、意図的に下された形跡を見いだすことができ、下詔せざるを得なかった社会的・政治的背景の必然的存在が想起された。

標題の詔が発布された年は、社会的には、前年の秋より大規模かつ長期的な旱災に見舞われ、

各地で大量の飢民・流民が発生し、政治的には、それ故に、時の大臣（新法党官僚）たちが、王安石新法実施のせいで天譴を招いたという強い批判にさらされ、一時的ではあるが、神宗皇帝の聖断により、新法の一部が停止されることになった。結局、同年の9月頃には、旱災は終息するが、宰相王安石の辞任にまで発展した政治上の党争は、新法の存続を危うくさせた。

「熙寧七年の詔」は、表面的には、右記の2の賜額・賜号の特徴からもうかがえるように、旱災の回避に功績のあった神々への報恩を意図して発布されたことになっているが、その実は、あくまでも天災は失政のせいではないことを、天下万民に知らしめるために、新法党官僚が彌縫策として用意したものであったことが判明した。

以上の五章にわたる考察の結果、「君主独裁体制」を政治・制度上の第一の特色としているが故に、専制的な支配が一貫していたようにさえ認識されがちな宋王朝にあっては、むしろ、社会構造的には、中央権力と地域社会との乖離の傾向が強かった実相が浮き彫りにされ、システムとしては、一見完備しているように見えた統制機構が、十二分に機能しえなかったのは、地域社会に拠点を置く士人層などの有力者たちの主体性にその要因が存していたこと、と同時に、当該期に固有の政治上の党争とも不可分の関係にあったことを指摘し、本論文全体の結論とした。

論文審査結果の要旨

本論文は、序論、第I部の3章、第II部の2章、及び結論とからなる。

序論では、中国近世社会の開幕を告げる宋王朝（960～1279）下において、「祠廟」が簇生し、対応して国家の祠廟政策が特段に積極化している事実に着目し、「祠廟」をめぐる諸問題が、地域社会の実態を解明し、それと近世独裁体制との関係を相関的に把握するための有力な手懸りとなしえることを主張する。

かかる問題関心に基づき、まず第I部「祠廟と地域社会」の3章は、「祠廟」が地域社会の要の役割を果たし、それ故に在地有力者層にとってその管掌が重大関心事であったことを明らかにしつつ、唐宋変革期における地域社会の実相を浮かび上がらせる。すなわち、第一章「社神の変容」では、唐宋交替期を境として、地域住民の主たる信仰対象が、五穀豊穡をもたらす自然神をまつた「里社」から、功績ある人物を神格として併せまつり、且つは多様な靈験を具える「土神」（地域神）へと転換している事実を明らかにし、その歴史的要因を、地域社会の流動化の中から抬頭した新興の在地有力者層が「土神」祭祀を利用して、地域社会の再編をはかったことに見出している。

第二章「徐偃王廟考」も基調を同じくし、代表的な同族祠廟であった徐偃王廟の変遷を、先

秦期より克明にあとづけ、偃王の子孫たる徐氏一族によって運営されていた同廟が、唐末には、多様な靈驗が付加されて同族廟から地域神（土神）へと変容し、更らに宋代に入るとその運営主体が郷貢進士をはじめとする新興の在地有力者層に移っていった事実を明らかにして、前章と同じ結論を導き出している。新住の新興層であった無錫（浙江省）の尤氏なる一族による徐偃王廟管掌の実例は、とりわけ興味深く、説得性に富む。

第三章「福建莆田の方氏と祥応廟」では、科挙合格者を輩出した在地の名族方氏（白杜系）とその同族廟であった祥応廟との関係につき、同廟の顛末を記した廟記に詳細な検討をくわえて、当一族が直面した危機（科挙合格者の断絶、新興勢力の擡頭）打開の意思を同廟の、各種靈驗付加による地域神への転換と賜額・賜号による王朝権力からの権威づけの背後に見出しうることを検証し、祠廟が地域社会において果していた現実的機能を再確認する。考察は多方面にわたって周到を極め、質量感の充溢する一章である。

第Ⅱ部「賜額・賜号問題」の2つの章は、視角を一転して、祠廟に対する国家の側からする政策を、宋王朝を特色づける廟号・封号下賜の盛行に注目して、考察する。

第一章「唐宋期における祠廟の廟額・封号の下賜について」では、前代の唐と対比して宋王朝の賜額・賜号は、各種の靈驗を著わした神々にまで対象が拡大していたこと、下賜に至るまでの審査と手続きが格段に厳正化し複雑化したこと、申請主体が地方官から在地有力者へ変わったことを確認した上で、北宋神宗朝より拍車のかかる同政策は、儒教理念からする祠廟に対する統制を本来の目的としていたものの、しかし実際は、在地有力者の思惑、彼らと地方官員との癒着・結託により、廟額・封号の乱発と「淫祠」の「正祠」化をもたらしたにすぎなかったことを論述し、中央権力の意図が地方にまで貫徹できなかった実情を、鮮明に描き出す。中でも、金石資史料をも博搜して、複雑を極める賜額・賜号の具体的手続きを復元した成果は、特筆に価する。

第二章「熙寧七年の詔－北宋神宗朝の賜額・賜号－」では、靈驗あらたかな祠廟には広く廟額・廟号を下賜することを認めた表題の詔勅は、新法・旧法両党対立下、新法党官僚によって人心収攬策として打ち出されたことを解明し、それがその後の賜額・賜号の盛行、さらには北宋最末期徽宗朝下の濫発をももたらすこととなったとして、宋王朝宗教政策史上に占める意義を強調する。

「結論」では、以上の考察を踏まえて、君主独裁体制を政治・制度上の第一の特色とし、それ故に専制支配が貫徹していたかに認識されがちな宋王朝にあって、該時期固有の政治党争と地域社会に拠点を置く有力士人層の動向に規制されて、そのシステムを十全には機能させることができず、中央権力と地域社会とは乖離の傾向を示していたことを強調し、結論としている。

以上の如く、本論文は、各種文集、地方誌、金石資史料にまでわたって史料を博搜し、綿密

かつ実証的な分析と考察により、新知見を提示し、学界通説の「唐宋変革」期理解に一定の修正を迫ったものである。その学的意義は、決して少なしとはしない。ただ、一言付け加えれば、論者が主張する如く、唐代以前、地域住民の主たる信仰対象が「里社」であったかは、多数の「淫祠」が存在したことが記録されているだけに、なお一考を要しよう。また北宋末徽宗朝下における賜額・賜号の濫発に対する政治史的・宗教史的考察のより一層の深化は、論者の学的関心からも不可欠であろう。早急なとりくみを期待したい。

以上、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与される十分な資格を有するものと認められる。